

知事コメント (抗告訴訟：裁決取消請求却下判決について)

本日、抗告訴訟の判決が那覇地方裁判所において言い渡され、県が求めた国土交通大臣の裁決の取消請求を却下するとの判断が示されました。

本件訴訟において、県は、軟弱地盤の存在、留意事項違反、環境保全措置の不備等の辺野古埋立工事の問題点を具体的に示し、県が行った埋立承認取消処分が適法に行われたものであること等について主張してきたところであり、私も自ら意見陳述を行い、その正当性を訴えてまいりました。

また、裁決の取消しを求め、県が適法に訴えを提起できることについても、行政法学者の意見を踏まえながら丁寧に主張し、裁判所に対して十分な審理を行うよう求めてきたところです。

しかしながら、本件訴訟は口頭弁論がわずか2回開かれただけで早期に結審し、また、県が、未だ審理が十分に行われていないとして追加の意見書等を提出し、弁論の再開を強く求めていたにもかかわらず、弁論が再開されずに本日の判決の言い渡しとなったことについては、誠に残念であります。

本件訴訟において、国は、国土交通大臣の裁決が適当であるとする理由を一切述べることなく、県の主張に対する認否すら行わないまま、裁判所の審理対象でないため却下されるべきとの主張に終始しました。

国は、裁決理由が正しいと考えているのであれば、県の主張に真っ向から反論し、自らの正当性を堂々と主張できたにもかかわらず、実体審理に入ることを避け続けてきたことにこそ、この裁決の問題点が如実に表れているのではないのでしょうか。

今回、裁判所は、本件訴訟が裁判所の審理対象ではないとして県の訴えを却下したものであり、県が主張した埋立承認取消処分の適法性や国土交通大臣の裁決理由の誤り等についての判断は、一切示されておりません。

県は、違法な裁決の取消しを求め、地方自治法に基づく関与取消訴訟を提起しておりましたが、今年3月、本件裁決は国の関与には当たらないとする最高裁の判断が示されており、地方自治法に基づき裁決を係争する途が閉ざされております。

仮に、行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟においても違法な裁決の取消しを求めることができないことになれば、法定受託事務について、政府は、裁決の形式を取ることによって容易に地方自治体の判断を覆すことができ、そして、地方自治体側にはその救済の途が全く無いこととなります。

裁決の形式を用いて地方自治体の自主性・自立性を脅かす政府の対応を「沖縄の問題だから」と国民が見て見ぬフリをすれば、今後、政府は全国のあらゆる場面で同様のことを繰り返しかねません。

この問題が決して沖縄や辺野古埋立工事だけの問題ではなく、全ての地方自治体にとって、現実起こりうる危機であるということを、ご理解いただきたいと考えております。

私としては、十分な主張立証の機会が得られず、また、埋立承認取消処分等の適法等に関する審理が全くなされないまま示された今回の判決は、納得できるものではありません。今後、判決の内容を精査した上で、控訴を含めた対応について検討してまいりたいと考えております。

令和2年11月27日

沖縄県知事 玉城 デニー